

陳情第 5 号

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出
に関する陳情

1 受理年月日 平成27年6月3日

2 陳 情 者 立川市錦町1-17-5

平和憲法を守りいかす立川連絡会

代表 平 和元（三多摩法律事務所弁護士）

3 陳情の要旨

2014年7月1日の「集団的自衛権行使容認の閣議決定」およびそれに基づき、2015年5月15日、国会に上程の「国際平和支援法案、平和安全法制整備法案」（以下「平和安全法制」という）を撤回することを求める意見書を国に提出していただきたく陳情します。

4 陳情の理由

1. 「平和安全法制」は、2014年7月1日の「集団的自衛権行使容認の閣議決定」に基づく立法・法制整備です。この「閣議決定」は、一内閣の解釈によって、日本国憲法を変えるものです。戦後の日本の統治は国民主権の立憲主義によって成り立っており、一内閣の解釈でなし崩し的に憲法を変えることは、独裁政治に通ずるもので、絶対に許されることはありません。

「閣議決定」では「他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」として、集団的自衛権行使容認が「従来の政府見解における憲法第九条の解釈の枠内」としていますが、これは強弁・詭弁であって、明らかに憲法第九条を変えることであり、憲法違反です。

2. 安倍内閣は、「平和安全法制」の目的に「平和」「安全」の言葉を多用していますが、実態は、自衛隊を「いつでも」「どこでも」「どんな戦争にも」切れ目なく参加できることで、まさに「戦争する国」に道を開くものです。安倍内閣は、さまざまな「規制」を設けているので、その指摘は当たらないと、いいますが、それらの「規制」は、ほとんどが政府の判断にゆだねられるもので「ザル」ともいえる規制です。我が国は、戦後70年、憲法九条を守ってきたため、戦争で殺し、殺された人は一人もいません。また、海外で活動する人たちは「九条のおかげで、安心して活動ができる」と、九条を破壊する「平和安全法制」に強い懸念を表明しています。

安倍首相は日本の安全保障は、軍事力による抑止力を強調しますが、それはかえって緊張を高める結果を招きます。日本の安全保障には、憲法九条による「外交力」こそが必要です。

3. 「平和安全法制」で自衛隊の海外活動を広げることは、軍事費も増大することになり、国民生活に必要な予算が削られます。今でも毎年5兆円にのぼる膨大な軍事予算の一方で、社会保障費の削減など、暮らしの予算は切り捨てられています。この道を進めば、この傾向はますます強まり、国民の貧困化がすすみます。

以上の理由をご賢察いただき、陳情の採択をお願いします。

以上